

第百十三回国会 衆議院 文教委員会 議録 第一号

本国会召集日(昭和六十三年七月十九日)(火曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 中村 靖君

理事 愛知 和男君 理事 岸田 文武君
理事 北川 正恭君 理事 鳩山 邦夫君
理事 町村 信孝君 理事 佐藤 徳雄君
理事 鍛冶 清君 理事 林 保夫君
理事 逢沢 一郎君 理事 青木 正久君
理事 井出 正一君 理事 石渡 照久君
理事 工藤 巖君 理事 佐藤 敬夫君
理事 齊藤斗志二君 理事 杉浦 正健君
理事 谷川 和穂君 理事 渡海紀三朗君
理事 松田 岩夫君 理事 江田 五月君
理事 嶋崎 讓君 理事 中西 績介君
理事 馬場 昇君 理事 有島 重武君
理事 市川 雄一君 理事 北橋 健治君
理事 石井 郁子君 理事 山原健二郎君
理事 田川 誠一君

昭和六十三年十月十二日(水曜日)
午前十一時十二分開議
出席委員

委員長 中村 靖君

理事 愛知 和男君 理事 岸田 文武君
理事 北川 正恭君 理事 鳩山 邦夫君
理事 町村 信孝君 理事 佐藤 徳雄君
理事 鍛冶 清君 理事 林 保夫君
理事 逢沢 一郎君 理事 青木 正久君
理事 井出 正一君 理事 石渡 照久君
理事 佐藤 敬夫君 理事 杉浦 正健君
理事 谷川 和穂君 理事 渡海紀三朗君
理事 松田 岩夫君 理事 江田 五月君
理事 村上誠一郎君 理事 中西 績介君
理事 嶋崎 讓君

出席國務大臣

出席府政委員

委員外の出席者

文教委員会調査
室長 松原 莊頼君

委員の異動
八月二十五日

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

文部大臣 中島源太郎君

文部政務次官 船田 元君

文部大臣官房長 加戸 守行君

文化庁次長 横瀬 庄次君

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同日 理事林保夫君同日委員辞任につき、その補欠として中野寛成君が理事に当選した。

同岡崎万寿君紹介(第八九〇号)
同金子満広君紹介(第八九一号)
同経塚幸夫君紹介(第八九二号)
同工藤晃君紹介(第八九三号)
同児玉健次君紹介(第八九四号)
同佐藤祐弘君紹介(第八九五号)
同柴田睦夫君紹介(第八九六号)
同瀬長龜次郎君紹介(第八九七号)
同田中美智子君紹介(第八九八号)
同辻第一君紹介(第八九九号)
同寺前巖君紹介(第九〇〇号)
同中路雅弘君紹介(第九〇一号)
同中島武敏君紹介(第九〇二号)
同野間友一君紹介(第九〇三号)
同東中光雄君紹介(第九〇四号)
同不破哲三君紹介(第九〇五号)
同藤田スミ君紹介(第九〇六号)
同藤原ひろ子君紹介(第九〇七号)
同正森成二君紹介(第九〇八号)
同松本善明君紹介(第九〇九号)
同村上弘君紹介(第九一〇号)
同矢島恒夫君紹介(第九一一号)
同山原健二郎君紹介(第九一二号)
臨教審関連法案反対、教育条件整備に関する請願(瀬長龜次郎君紹介(第九一三号))
同月十六日
臨教審関連法案反対に関する請願(石井郁子君紹介(第九一四号))
同柴田睦夫君紹介(第九一五号)
臨教審関連法案反対、四十人学級の実現に関する請願(中島武敏君紹介(第九一六号))
同月十九日
臨教審関連法案反対に関する請願(石井郁子君紹介(第九一七号))
同(瀬長龜次郎君紹介(第九一八号))
同(寺前巖君紹介(第九一九号))
同(中路雅弘君紹介(第九二〇号))
同(山原健二郎君紹介(第九二一号))
同(柴田睦夫君紹介(第九二二五号))

臨教審関連法案反対、四十人学級の実現に関する請願(浦井洋君紹介(第一一三八号))
同(児玉健次君紹介(第一一三九号))
同(柴田睦夫君紹介(第一一四〇号))
義務教育費国庫負担制度堅持に関する請願(林保夫君紹介(第一一七〇号))
同(神田厚君紹介(第一一九七号))
公立学校女子事務職員の子児休業制度適用に関する請願(林保夫君紹介(第一一七一号))
一の谷中世墳墓群の保存に関する請願(鍛冶清君紹介(第一一三八九号))
同月二十日
公立学校女子事務職員の子児休業制度適用に関する請願(石井郁子君紹介(第一一七七号))
は本委員会に付託された。
九月十四日
私学助成制度確立に関する陳情書(長野県北安曇郡美麻村一一三九美麻村議院内高橋公明)(第一一七号)
臨教審関連法案反対に関する陳情書外一件(大阪府泉大津市池浦四の一の井上秀之(第一一八号))
義務教育費国庫負担制度改正反対に関する陳情書外二十三件(鳥取県高気郡高町浜村気高町議院内山根正雄外二十三名(第一一九号))
小学校社会科教科書における森林・林業の記述の充実に関する陳情書外五件(広島市中区基町一〇の五二広島県議院内末田隆外五名(第二一〇号))
へき地学校等の級別指定基準の改善に関する陳情書外二件(札幌市中央区北二条西六北海道議院内藤井猛外二名(第二二一号))
在日留学生対策の充実に関する陳情書外二十四件(福岡県大牟田市有明町二の三大牟田市議院内矢野太刀男外四十九名(第二二二号))
国際研修センターの設置に関する陳情書(金沢市広坂二の一の一石川県議院内金原博)(第二二三号)

函館地区に障害児の後期中等教育施設設置に関する陳情書(北海道函館市東雲町四の一三函館市議院内出町国義)(第二二四号)
学校給食に関する陳情書(高知県高岡郡日高村本郷六一の一の高村議院内中野稀益)(第二二五号)
学校給食栄養職員増員の増員に関する陳情書(静岡県富士市永田町一の一〇〇富士市議院内平野康夫(第二二六号))
放送大学の領域拡大に関する陳情書(埼玉県秩父市熊木町八の一五秩父市議院内北堀満三)(第二二七号)
洋上学校構想の推進に関する陳情書(金沢市広坂二の一の一石川県議院内金原博)(第二二八号)
学校法人福原学園の正常化に関する陳情書(福岡市博多区東公園七の七福岡県議院内中村忠和)(第二二九号)
鳥取大学獣医学部の獣医学部への昇格に関する陳情書(鳥取市東町一の一〇二〇鳥取県議院内山口亨)(第二三〇号)
学術・試験研究機関の設置推進に関する陳情書(岐阜市萩田の一の一岐阜県議院内船戸行雄外六名(第二三一号))
高槻市における国民体育大会開催に関する陳情書(大阪府高槻市桃園町二の一の高槻市議院内竹本寿雄)(第二三二号)
河内飛鳥地域の文化遺産の保全等に関する陳情書(大阪府羽曳野市高鷲六の一の七吉井巖)(第二三三号)
九州国立博物館設立に関する陳情書(福岡市博多区東公園七の七福岡県議院内中村忠和)(第二三四号)
阿武山史跡古墳の保全等に関する陳情書(大阪府高槻市桃園町二の一の高槻市議院内竹本寿雄)(第二三五号)
は本委員会に参考送付された。
本日の会議に付した案件
理事の補欠選任

国政調査承認要求に関する件
著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百十二回国会閣法第四六号)
○中村委員長 これより会議を開きます。
この際、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。
委員異動に伴い、現在理事一名が欠員になっております。これよりその補欠選任を行いたいと存じますが、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○中村委員長 御異議なしと認めます。よって、それでは、中野寛成君を理事に指名いたします。
○中村委員長 国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。
文教行政の基本施策に関する事項
学校教育に関する事項
社会教育に関する事項
体育に関する事項
学術研究及び宗教に関する事項
国際文化交流に関する事項
文化財保護に関する事項
以上の各事項につきまして、本会期中、国政に関する調査を行うため、議長に対し、国政調査承認要求を行うこととし、その手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○中村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
○中村委員長 次に、第百十二回国会、内閣提出、著作権法の一部を改正する法律案を議題といたし

ます。

この際、お諮りいたします。
本案の趣旨の説明は第百十二回国会において既に聴取いたしておりますので、これを省略することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○中村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

著作権法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○中村委員長 本案につきましては、質疑及び討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

第百十二回国会、内閣提出、著作権法の一部を改正する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○中村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中村委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、鳩山邦夫君外四名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同の五党共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。佐藤徳雄君。
○佐藤(徳)委員 私は、提出者を代表いたしまして、ただいまの法律案に対する附帯決議案について御説明を申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。
著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、文化の発展に寄与する著作権保護の重要性にかんがみ、著作権思想の一層の普及に努めるとともに、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一 著作隣接権保護の徹底を図るため、「実演家、レコード製作者及び放送事業者の保護に関する条約」への加入について適切に対応すること。

二 私的録音・録画問題については、国際的動向にかんがみ、録音・録画の機器・機材に対する賦課金制度の導入など抜本的解決のための制度的対応について検討を進めること。

三 ビデオディスクの発達等により録音・録画された実演の利用が多様化している等の実態を勘案して、実演家の権利の適切な保護等について検討すること。

四 複写複製問題については、文献複写に関する著作権の集中的処理体制の確立に努めるとともに、出版者を保護するため出版物の版面の利用に関する出版者の権利の創設について検討を進めること。

五 コンピュータ創作に係る著作権問題については、今後における技術の発達普及に十分対応できるよう配慮しつつ、検討を進めること。

六 聴覚障害等の障害者が、公表された著作物を適切公正に利用することができる方途を検討すること。

以上でございます。
その趣旨につきましては、先国会における本案の質疑応答を通じて明らかであると存じますので、案文の朗読をもって趣旨の説明にかえさせていただきます。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。
○中村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立総員。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。
この際、本附帯決議に対し、文部大臣から発言

を求められておりますので、これを許します。中島文部大臣。
○中島国務大臣 ただいまの御決議につきまして、御趣旨を体しまして今後努力をいたしたいと考えております。

○中村委員長 お諮りいたします。
ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○中村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕
○中村委員長 次回は、来る十四日金曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時十九分散会
著作権法の一部を改正する法律案
著作権法の一部を改正する法律案
著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第百一条中「二十年」を「三十年」に改める。
第百十三条第一項第二号中「頒布する」を「頒布し、又は頒布の目的をもつて所持する」に改める。
第百二十一一条第二号中「二十年」を「三十年」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

附則第十五条第二項中「二十年」を「三十年」の「」に、「二十年間」を「三十年間」に改める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 改正後の著作権法第百二十一一条第二号の規定
(経過措置)

は、この法律の施行後に行われる次に掲げる行為については、適用しない。

一 国内において商業用レコードの製作を業とする者がレコード製作者からそのレコード(第八条各号のいずれかに該当するものを除く。)の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード(次号において「特定外国原盤商業用レコード」という。)で、当該原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して二十年を経過する日(次号において「改正前の禁止期間経過日」という。)がこの法律の施行前であるものを商業用レコードとして複製し、又はその複製物を頒布する行為

二 改正前の禁止期間経過日以前に特定外国原盤商業用レコードを複製した商業用レコードで、改正前の禁止期間経過日がこの法律の施行前であるものを頒布する行為

理由
著作隣接権の存続期間を二十年から三十年に延長するとともに、著作人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為によつて作成された物を情を知つて頒布の目的をもつて所持する行為について、これらの権利を侵害する行為とみなすこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第百十二回国会文教委員会議録附録中正誤
ページ 段 行 誤
三 三 六 究 研

昭和六十三年十月十五日印刷

昭和六十三年十月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P